

# 年金特得定期貯金 をご利用の皆さま

(年金口座指定者向け特別金利定期貯金)

令和4年4月1日より

## 商品のお取扱い方法 を変更いたします。

平素より、JA横浜をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

令和4年4月1日より、「年金口座指定者向け特別金利定期貯金（愛称：年金特得定期貯金）」のお取扱い方法の一部について、下記のとおり変更させていただきます。

老齢年金の繰下げを選択されている方は、  
年金特得定期をご利用いただけません。

※預入期間中に繰下げを選択された場合も  
同様のお取扱いとさせていただきます。

預入期間中に預入資格を満たさないと  
判断した場合は、継続方法を自動継続(元金継続)  
から非自動継続へ変更させていただきます。

預入期間中に年金振込口座の指定が  
継続されないことが明らかであるときには、  
当該貯金を解約いただく場合がございます。

お取扱い方法の変更に伴うお客さまのお手続きはございません。

今後もより良い商品やサービスの充実につとめてまいりますので、変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

今般の変更内容等の詳細については、お近くの  
当JA支店窓口までお問い合わせください。



©よりぞう



JA横浜  
<https://ja-yokohama.or.jp/>



JA横浜  
Yokohama

令和4年3月1日現在